

# 令和8年度研究プロジェクト計画概要

研究種別	■共同研究 1	公益目的事業 11
主査名	遠山 聡 専修大学教授	
研究テーマ	旅客運送契約における責任制限と損害賠償責任	
<p>旅客運送は、大きく分けて陸上、海上そして航空に分かれ、陸上はさらに自動車運送と鉄道運送に分かれる。そして、海上と航空は国内運送と国際運送に分かれる。これらの運送は、さらに運送形態によって細かく分かれ、例えば旅客自動車運送は、一般乗合旅客運送事業（乗り合いバス）、一般貸切旅客運送事業（貸切バス）、一般乗用旅客運送事業（タクシー）、特定旅客運送事業に分かれ、細分化されるそれぞれの運送契約は、主務官庁が認可する約款、商法そして国際間運送となる場合には、各種の国際条約によって規制されている。</p> <p>この研究では、事故が発生して旅客が死傷した場合、それぞれの運送形態において損害賠償額等に違いが発生しているのか、各運送契約について適用される法規制はどうなっているのか、またそれぞれの運送約款にはどのような損害賠償に関する条項などが含まれているのかなどを総合的に考察することを目的とする。また、国際運送に関しては、条約が重要な役割を果たしており、航空運送に関するモントリオール条約はその中でも特に重要である。</p> <p>このような状況にある旅客運送契約を、まずは陸上、海上、そして航空で分類したうえで、それぞれの状況を明らかにするとともに、我が国における交通損害賠償体系の中での問題点を抽出し、その改正の方向性を探るものであり、旅客運送という視点から総合的な損害賠償と責任制限について総合的な検討を加える。</p>		